

高知工業高等専門学校学生生活委員会規則

制 定 平成10年 3月 5日

一部改正 平成28年 2月18日

(設置)

第1条 高知工業高等専門学校に、高知工業高等専門学校学生生活委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学生生活に関する必要な事項を審議し、基礎教育及び各コース間の連絡調整を図るとともに問題の処理にあたる。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 学生の生活指導に関すること。
- (2) 学生の課外活動に関すること。
- (3) 学生の福利厚生に関すること。
- (4) 学生会その他学生団体に関すること。
- (5) 学生の保健管理に関すること。
- (6) 入学料及び授業料の免除並びに徴収猶予、寄宿料の免除に関すること。
- (7) 奨学生に関すること。
- (8) 学生の賞罰に関すること。
- (9) 厚生補導関係の行事に関すること。
- (10) その他学生生活に関し、委員長が必要と認める事項。

(組織)

第4条 委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 学生主事
- (2) 学生主事補佐
- (3) 校長が指名する教員 若干人
- (4) 学生課長
- (5) その他学生主事が必要と認めた者

2 前項第4号及び第5号の委員は、校長が命ずる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

(任期)

第6条 第4条第1項第3号の委員の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 厚生補導委員会規則（昭和43年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成15年2月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月5日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。